

公益財団法人中信育英会

奨学金規程

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、公益財団法人中信育英会定款第4条第1項に基づき、奨学金を給与する学生の選考について必要な事項を定め、その業務の適正かつ確実な運営を図ることを目的とする。

(奨学生の資格)

第2条 本財団が奨学金を給与する学生は、経済的理由により修学困難な者であつて、次の各号に定める資格を有する者でなければならない。

- (1) 京都府所在の大学に在学する学生であること
- (2) 品行方正、研究意欲旺盛にして学術優秀な者であること
- (3) 在学する学長の推薦のある者であること

第2章 奨学生の採用及び奨学金の交付

(奨学生願書等の提出)

第3条 奨学生志願者は、次の書類を本財団宛に、在学学長を経て提出しなければならない。

- (1) 所定の奨学生願書
- (2) 在学学長の奨学生推薦書
- (3) 在学する大学の学業成績証明書
- (4) その他本財団が特に提出を求めるもの

(奨学生の採用)

第4条 奨学生の採用は、各年度の事業計画に基づき、別の規程で選ばれた選考委員並びに事務局による前条の書類審査（必要ある場合は、選考委員の面接）を経て理事長が決定し、その結果を在学学長を経て本人に通知する。

2 奨学生の採用決定に際し、理事長は必要に応じ本人に面接し、在学大学に対し必要事項を照会することができる。

(奨学金の額)

第5条 給与する奨学金の額は、次のとおりとする。

月 額 2 0, 0 0 0 円

(奨学金の額の変更等)

第6条 特別の事情があるときは、奨学金の額を変更することができる。

2 奨学生はいつでも在学学長を経て、奨学金の減額又は辞退を申し出ることができる。

(奨学金の給与期間)

第7条 奨学金を給与する期間は、大学2年から卒業までの在学大学での正規の最短修業年限とする。なお就学の中途より給与するときは、残りの修業年限を限度とする。

2 前項の規程にかかわらず、理事長が相当な事由があると認めた場合は、この期間を延長することができる。ただし、その延長期間は2年をもって限度とする。

(奨学金の交付)

第8条 奨学金は、毎月一定日に本人に対し交付する。ただし、特別の事情があるときは、2ヶ月分以上を合わせて交付することができる。

(奨学金受領書の提出)

第9条 奨学金の交付を受けた奨学生は、そのつど、直ちに奨学金受領書を提出しなければならない。

(奨学金の休止及び停止)

第10条 奨学生が休学し、又は長期にわたって欠席したときは、在学学長の意見を徴して、奨学金の交付を休止することができる。

2 奨学生の学業又は性行等の状況により必要があると認めたときは、在学学長の意見を徴して、奨学金の交付を停止すること、又は奨学金の給与期間を短縮することができる。

(奨学金の回復)

第11条 前条の規程により、奨学金の交付を休止又は停止された者が、その事由が止んで在学学長を経て回復を願い出たときは、奨学金の交付を復活することができる。ただし、休止又は停止されたときから1年を経過したときは、この限りでない。

(奨学金の廃止)

第12条 奨学生が次の各号の一つに該当すると認められるときは、在学学長の意見を徴して、奨学金の給与を廃止することができる。

- (1) 傷病のため成業の見込みがないとき
- (2) 学業成績又は性行が不良となったとき
- (3) 奨学金を必要としなくなったとき
- (4) 在学大学で処分を受けたとき
- (5) 第2条に定める奨学生としての資格を失ったとき
- (6) 前各号のほか、奨学生として適当でない事実があったとき

第3章 雑 則

(学業成績及び生活状況の報告)

第13条 在学学長は、奨学生の学業成績及び生活状況に大きな変化が見られたときは、その状況を理事長宛に報告しなければならない。

(移動提出)

第14条 奨学生は、次の各号の一つに該当するときは、在学学長を経て、直ちに届け出なければならない。ただし、本人が傷病等のため届け出ることができないときは、その理由を付して家族から届け出なければならない。

- (1) 傷病その他の事故により1ヶ月以上欠席するとき
- (2) 休学、復学、退学、転学部、転学科したとき
- (3) 住所、その他重要な事項に移動のあったとき

2 奨学生が死亡したときは、家族は直ちに届け出なければならない。

(奨学金の返済)

第15条 奨学金には、返済の義務を課さない。ただし、給与を受けた者から寄附又は返済の申し出があったときは、それを受領することができる。

2 第12条各号の一つに該当する場合において、奨学生の資格に著しく欠けると認められるときは、すでに交付した奨学金の返済を求めることができる。

(奨学生の拘束)

第16条 奨学生の卒業後の就職その他一切については、本人の自由であり、本財団は何等制限拘束を加えることができない。

(規程の変更)

第17条 次の各号の一つに該当し、本財団が必要と認めたときは、理事会の決議を経て、この規程の全部又は一部を変更することができる。

- (1) 経済情勢に著しい変動があるとき
- (2) 日本育英会法、その他法制上の取り扱いに貴重な変化があるとき
- (3) 本財団の運営上、真にやむを得ない必要があるとき
- (4) 前各号のほか、特に必要があるとき

(補 則)

第18条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

本規程は、平成23年4月1日から施行する。